

事 務 連 絡  
令和 5 年 5 月 25 日

各国公立大学（短期大学は除く）  
国費外国人留学生担当課 御中

文 部 科 学 省 高 等 教 育 局  
参事官（国際担当）付留学生交流室

2024年度大使館推薦による国費外国人留学生等（研究留学生）の選考手続き  
及び外国人留学生担当者の連絡先確認調査について（依頼）

大使館推薦による国費外国人留学生（研究留学生）の募集・選考は、毎年、現地在外公館を通じ文部科学省にて実施しております。2024年度の選考手続きについては、下記の点に御留意いただき、円滑な国費外国人留学生の受入事務の実施に御協力願います。

なお、本事務連絡中「2. 外国人留学生担当者の連絡先確認調査」について、国費外国人留学生及び外国政府派遣留学生の担当窓口部署の把握を目的とした調査を行いますので、国費外国人留学生の受け入れを希望しない場合も、御回答をいただきますようお願い致します。

## 記

### 1. 2024年度大使館推薦による国費外国人留学生等（研究留学生）の選考手続きについて

#### （1）2024年度大使館推薦の募集・選考のスケジュールについて

2024年度大使館推薦者の渡日時期は昨年度のスケジュールと同様に、春と秋となっていますので、入学許可または入学内諾（以下、「入学許可書等」という。）の発行についても御注意願います。

#### （2）入学許可等の取付依頼について

大使館推薦による国費外国人留学生（研究留学生）の選考手続きについては、現地在外公館における第1次選考合格者本人が、留学を希望する日本の大学に対して、正規生もしくは非正規生（研究生等）としての入学許可等の取付依頼を行うこととしています。2024年度の募集・選考において、第1次選考合格者から大学宛の入学許可等取付依頼は2023年8月25日（金）を期限としています。ついては、第1次選考合格者から貴学に対して取付依頼がありましたら、取付依頼後1ヵ月以内を目途に回答するよう適切に御対応願います。なお、貴学から当該合格者への受入可否回答最終期限は2023年9月27日（水）とします。

なお、8月26日（土）以降に第1次選考合格者から取付依頼があった場合には、期限後の取付依頼のため受け付けできない旨、依頼者へ御回答願います。

### (3) 第1次選考合格証明書の確認について

第1次選考合格者が大学へ入学許可等の取付依頼を行うにあたっては、在外公館から発行された「第一次選考合格証明書(写し)」を必ず提出することとしています。ついでには、取付依頼があった際は、はじめに同証明書により第1次選考合格者であることを御確認願います。なお、取付依頼の際に第一次選考合格証明書の提出がない場合は当該学生からの取付依頼をお断りいただいて差し支えありません。

### (4) 取付依頼にあたり第1次選考合格者が大学へ提出すべき書類

(以下、2024年度日本政府(文部科学省)奨学金留学生募集要項(研究留学生)から抜粋)

- ①申請書
- ③専攻分野及び研究計画
- ④出身大学の成績証明書
- ⑤出身大学の卒業(修了)証明書又は学位取得証明書
- ⑥在籍大学若しくは最終出身大学の長又は担任教員の推薦状
- ⑦健康診断書
- ⑧学位論文概要等(※在外公館へ提出している場合のみ)
- ⑨言語能力証明書(※在外公館へ提出している場合のみ)
- ⑩現在の勤務先上司の推薦状(※在外公館へ提出している場合のみ)
- ⑪作品の写真又は演奏の録音電子媒体(※在外公館へ提出している場合のみ)
- ⑫在外公館から発行される第一次選考合格証明書(写し)

※上記①～⑫については在外公館の確認印が押印されているもの。

※配置希望大学申請書は提出しないよう合格者へ指導していますので、大学から合格者へ提出を求めることは出来ません。

※2019年度から、合格者に対して電子媒体(PDF)でのメール送付をするよう指導しています(ただし、インターネットの使用が困難な場合は郵送も認めています)。内容の真贋に疑義が生じた場合は、⑫に記載された在外公館担当者に確認してください。

※送付された申請書類等は、依頼者からの特段の要請が無い限り返送する必要はありません。

(注1) 大使館推薦のうちASCOJAによる推薦を受けている者は、まず渡日後6か月間、日本語予備教育を独立行政法人日本学生支援機構東京日本語教育センターで受講することを希望しておりますので、該当留学生から入学許可書等の取付依頼があった際は、御配慮願います。

【ASCOJAについて】 <http://asja.gr.jp/>

(注2) ASCOJA枠採用の学生は、入学許可書等の取付依頼があった際、上記①～⑫の書類の他に「日本語予備教育について(ASCOJA推薦の国費外国人留学生(研究留学生))」の提出があります。

### (5) 入学許可書等の発行について

貴学における入学許可書等(必ず文部科学省のHPに掲載してある所定の様式を使用してください。下記(7)参照)の発行にあたっては、第1次選考合格者から提出された申請書類や研究計画等を十分に勘案し、担当教員のみによる判断ではなく、大学(または研究科)として検討した上で受入可否について御判断願います。また、受入可否の検討にあたっての留意事項は次の通りです。

- ①平成29年1月6日付け29文科高第645号「大学及び公的研究機関における輸出

管理について」及び令和4年3月8日付け3文科高第1374号「大学及び研究機関等における安全保障貿易管理の徹底について」等に記されている大量破壊兵器等に関連する貨物の輸出・技術提供等に関する政府の方針を十分御確認の上、大量破壊兵器等の製造・開発に転用される恐れのある研究分野及び外為法に抵触する可能性がある研究分野を希望する学生については、本人の研究計画及び学習背景について十分に確認いただくとともに、「外国ユーザーリスト」や「安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス」等を参照し受入可否を御判断願います。その際も、担当教員のみによる判断ではなく、各大学として御判断願います。なお、貴学が入学許可書等を発行した者についても、選考の過程で、関係機関（文部科学省、外務省等）から貴学にメール、電話等で照会させていただき、場合によっては国費外国人留学生として採用しないこともある点を御留意願います。

【大学及び研究機関等における安全保障貿易管理の徹底について】

[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/nc/mext\\_00048.html](https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/mext_00048.html)

【安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）】

[https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law\\_document/tutatu/t07sonota/t07sonota\\_jishukanri03.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf)

【国際連合安全保障理事会決議第1737号を受けたイラン人研究者及び学生との交流における不拡散上の留意点について（依頼）（平成19年4月26日付け19文科際第24号）】

[https://warp.ndl.go.jp/info:ndl.jp/pid/11293659/www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/nc/1285442.htm](https://warp.ndl.go.jp/info:ndl.jp/pid/11293659/www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1285442.htm)

【外国ユーザーリスト（令和4年11月4日改訂）】

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/20221104-3.pdf>

- ②貴学から第1次選考合格者への受入可否回答の最終期限は2023年9月27日（水）となっています。入学許可書等はメール等で電子媒体（PDF）を送付する方法で問題ありません。ただし、学生の国によっては通信事情が悪い事がありますので、必要に応じて、当該学生に原本（またはその写しを）送付してください。原本は各大学で保管願います。
  - ③入学許可書等発行の時点で、貴学の選抜試験に合格していない場合は非正規生としての内諾にとどめるようお願いいたします。当該非正規生のその後の取扱いは次の通りです。
    - ア. 入学許可書等発行から第2次選考後の受入依頼までの間に貴学における選抜試験に合格した者  
→受入依頼時に対する貴学からの回答において、正規生として受入の旨回答願います。
    - イ. 第2次選考後の受入依頼から渡日前までの間に貴学における選抜試験に合格した者  
→配置先の大学から文部科学省に対して身分変更・奨学金支給期間変更の届出を行うことにより、渡日直後から正規生として受け入れることが可能です。
  - ④入学許可書等の発行にあたり現地在外公館と連絡調整が必要な場合には、在外公館の担当者へ適宜問い合わせさせていただくこととなりますが、担当者が長期不在となる場合もありますので、メールの他、FAX等を併用するなど連絡方法にも御留意願います。
- （注）在外公館の担当者が不明な場合は文部科学省へ相談願います。

## (6) 第2次選考合格者の受入手続きについて

第2次選考合格者のうち、入学許可書等を発行された者については、文部科学省より当該大学に対して公文書により正式な受入依頼をさせていただきますので、各大学におかれましては、円滑な受入事務の実施にご配慮願います。なお、入学許可書等の発行を受けていない者については、文部科学省より当該大学に対して事務連絡による受入可否の検討依頼及び大学からの回答の後、公文書にて正式な受入依頼をさせていただきます。

なお、第2次選考合格者の公文書での受入依頼は2023年11月から2024年1月にかけて行います。第2次選考合格者へは、入学許可書等を発行していただいたものの、当該学生や大使館の最終的な意向によって配置先とならなかった大学に対して、第2次選考合格者から他大学への配置が決まった旨を連絡するよう在外公館が指導していますが、2024年2月に入っても文部科学省から受入依頼が無い場合は他大学へ配置されたものと取り扱っていただいて構いません。当該学生が他大学へ配置が決まったことについて、文部科学省から大学へは連絡いたしませんので予め御了承ください。

## (7) 募集要項等の掲載先について

2024年度大使館推薦による国費外国人留学生(研究留学生)の募集要項及び受入内諾書(様式)については、下記のホームページに掲載していますので、必ずダウンロードして御使用願います。特に旧年度の募集要項様式を参照しないよう御注意願います。

【2024年度大使館推薦による国費外国人留学生(研究留学生)の募集について】

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/ryugaku/boshu/1415352\\_00004.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/boshu/1415352_00004.htm)

## 2. 外国人留学生担当者の連絡先確認調査について

国費外国人留学生及び外国政府派遣留学生の担当部署把握を目的とした、大学の担当の連絡先確認の調査を行います。

本調査で御回答いただく内容は、別紙：回答フォームのとおりです。担当部署の連絡先は、昨年の調査から登録内容に変更がない場合であっても、御回答願います。

### 【回答方法】

別紙：回答フォームに御回答のうえ、提出先までご提出ください。また、必要に応じて「研究留学生受入希望調書」を入力してください。

回答フォーム及び研究留学生受入希望調書は以下のページにも掲載しております。

掲載先(5月29日掲載予定)：

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/ryugaku/kokuhi/chousa/1358109\\_00004.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/kokuhi/chousa/1358109_00004.htm)

### 【回答期限】

2023年6月7日(水) 17時

【提出先】(一財)日本システム開発研究所 renrakusaki-chousa@srdi.or.jp

※メール件名は「(大学番号6桁)大学名 連絡先確認調査回答」、ファイル名は「大学番号6桁 大学名 連絡先確認調査回答」としてください。

※ファイルには、パスワード「renrakusaki」をかけてください。

### 【問い合わせ先】

「入力フォーム」の入力に係る事項（学校番号がない・学校名等が入力できないなど）については、一般財団法人日本システム開発研究所（連絡先：

[renrakusaki-chousa@srdi.or.jp](mailto:renrakusaki-chousa@srdi.or.jp)）へお問い合わせください。

「入力フォーム」以外のご質問（国費外国人留学生制度について、選考スケジュール等）については、文部科学省国費留学係へお問い合わせください。

### 3. 留意事項

- ・別紙：回答フォーム及び研究留学生受入希望調書に入力する国費外国人留学生担当部署情報は、同一のものを御入力ください。
- ・別紙：回答フォームのうち、「【1】外国人留学生の在籍状況について」は、在籍の有無に関わらず国公立大学は必ず御回答願います。また、私立大学におかれましては、可能な限り回答に御協力いただきますようお願い致します。
- ・別紙：回答フォームのうち、「①国費外国人留学生担当部署」は、現在、国費外国人留学生を受け入れていただいている国公立大学、または2024年度大使館推薦による研究留学生の受入希望がある国公立大学は必ず御回答願います。回答がない場合には、配置ができない場合がございます。
- ・別紙：回答フォームのうち、「②外国政府派遣留学生担当部署」は、国立大学のみ御回答願います。
- ・「国費外国人留学生担当部署の連絡先」及び「研究留学生受入希望調書」については、1.（1）の際に現地在外公館及び第1次選考合格者留学が希望大学に連絡をする際に利用します。なお、「研究留学生受入希望調書」については、2023年11月から2024年1月にかけて行う配置協議時等に対応が可能な大学・研究科のみ記入・回答をお願い致します。
- ・本調査において取得した情報については、文部科学省の留学生事業実施に必要な範囲で使用いたします。

文部科学省高等教育局参事官（国際担当）付  
留学生交流室国費留学生係（甲山、小塚）

Email: [ryuugaku@mext.go.jp](mailto:ryuugaku@mext.go.jp)

TEL 03-5253-4111(内線:3027)